

## 【重要事項説明書】

### 1 事業所の概要

|          |                                               |
|----------|-----------------------------------------------|
| 事業所名     | 黒髪居宅介護支援事業所 とも                                |
| 所在地      | 熊本市黒髪6丁目7-7                                   |
| 事業者指定番号  | 4310125150                                    |
| 管理者・連絡先  | 緒方 易子<br>(電話) 096-345-2252 (携帯) 090-8660-9155 |
| サービス提供地域 | 熊本市 合志町 菊陽町 益城町                               |

### 2 事業所の職員体制等

|           |        |
|-----------|--------|
| 職種        | 人員     |
| 管理者       | 1名(常勤) |
| 主任介護支援専門員 | 1名(常勤) |

### 3 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。但し、12月30日～12月31日、1月1日～1月3日を除く。
- (2) 営業時間(月曜～土曜：午前8時30分～午後5時30分)

### 4 利用者負担金

- (1) 居宅介護(予防)支援については、利用者の負担金はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常の事業の実施地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、公共交通機関を使用した場合は実費を、また、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた所から1km当り10円(往復)の支払いが必要になります。

### 5 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

|       |                                                      |
|-------|------------------------------------------------------|
| 医療機関  | 主治医の氏名：_____<br>医療機関名：_____<br>住所：_____<br>連絡先：_____ |
| 緊急連絡先 | 氏名：_____<br>連絡先：_____                                |

### 6 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記にご連絡願います。

|             |                                                                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当事業所お客様相談窓口 | 窓口責任者 管理者 緒方易子<br>ご利用時間 午前8時30分～午後5時30(日曜休み)<br>ご利用方法 電話(096-345-2252) FAX(096-345-2313)<br>面接(当事業所面談室) |
| 熊本市高齢介護福祉課  | 介護保険に関する内容について 電話(096-328-2347)                                                                         |

## 7 利用者自身によるサービスの選択と同意

- (1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- (2) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- (3) 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- (4) 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

### 【説明確認欄】

令和      年      月      日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者名 医療法人杏友会（黒髪居宅介護支援事業所 とも）

説明者 黒髪居宅支援事業所 とも 管理者 緒方易子 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏名 印  
上記代理人（選任した場合）  
氏名 印